

障第1470号
令和5年2月2日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、周知します。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められているところです。

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊措置を受けていた事案について報道がなされ、関係自治体の事実確認が行われているところですが、一般論として、指定障害福祉サービス事業者等が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものです。

各指定障害福祉サービス事業者等におかれては、下記に留意の上、改めて、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めるよう徹底をお願いいたします。なお、意思決定支援や人格尊重に関する責務規定違反に該当する又は疑われる場合は、速やかに所管の県事務所等へ報告いただきますようお願いいたします。

あわせて、障がい者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、下記の母子保健及び児童福祉に係る機関と連携の上、障がい者が母子健康等の相談窓口に繋がり、必要な支援が行われる体制を構築いただきますようお願いいたします。

記

1 障がい者本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供

- ・ 障がい者本人の生活の希望を丁寧把握することや本人の自己決定を尊重しつつ意思決

定の支援に配慮すること

- ・ 関係者において支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進めること
- ・ 意思決定支援にあたっては、以下の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を参考として取り組むこと

※「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長）

URL:<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

2 意思決定支援や人格尊重に関する責務規定違反に該当する又は疑われる場合の速やかな報告

- ・ 上記責務規定違反に該当する又は疑われる場合がある場合には、速やかに所管の県事務所又は岐阜地域福祉事務所へ報告すること

3 母子保健及び児童福祉に係る機関との連携

- ・ 障がい者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、以下の機関と連携し、障がい者が母子健康等の相談窓口に繋がり、必要な支援が行われる体制を構築すること

<各種相談窓口>

○母子保健に関すること

- ・ 各子育て世代包括支援センター（再掲）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26062.html>

- ・ 各保健所（岐阜市除く）女性健康支援センター

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8182.html>

- ・ 各保健所

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3069.html>

○子育て支援に関すること

- ・ 各市町村の子育て世代包括支援センター（市町村により名称は異なる）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26062.html>

- ・ ぎふ子育て応援団（岐阜県子育て応援ポータル）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6063.html>

- ・ 各子ども相談センター

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56580.html>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内 3490		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		